

工事名称 市営住宅平島団地C棟外部防水改修工事

工事場所 藤枝市 平島 地内

設計年月日 令和8年6月15日

設 計 概 要

建設工事名 市営住宅平島団地C棟外部防水改修工事

建設工事場所 藤枝市 平島 地内

工 期 令和 8 年 12月 23日まで

工 事 内 容 市営住宅平島団地C棟の屋上及び外壁等の防水改修工事

工 事 仕 様 図面に記載されていない事項は、下記による

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

- ・公共建築工事標準仕様書「建築工事編」（最新版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書「建築工事編」（最新版）

公共住宅事業者等連絡協議会

- ・公共住宅改修工事共通仕様書（最新版）

※ 工事内訳明細書に記載されている数量は参考数量である

※ 本工事は週休 2 日推進工事である

別紙 1 の藤枝市週休 2 日推進工事（建築工事）特記仕様書
[完全週休2日（土日）I型]を参照すること

(工事価格) _____

(_____)

(_____)

工事費内訳

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
直 接 工 事 費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

工事種別内訳

[illegible]

直接工事費 種目別内訳

[illegible]

直接工事費科目別内訳

建築改修（個別改善事業）

[illegible]

直 接 工 事 費 細目別内訳

建築改修（個別改善事業）		仮設				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
■養生災害防止						
養生シート張り	防災Ⅱ類 掛払い手間、基本料、損料 仮設材運搬含む 60日	1,468	m ²			
養生（外壁改修）	開口部養生	242	m ²			
小計						
■外部足場						
くさび緊結式足場 （手摺先行方式）	建枠 900×1800 20m未満、掛払い手間、基本料、損料、仮設材運搬含む 60日	1,468	m ²			
小計						
■内部足場						
内部仕上足場	脚立足場 階高4.0m以下 30日 仮設材運搬含む	149	m ²			
小計						
墜落制止用器具費 （フルハーネス）	工期6ヵ月以内	1	式			別紙 00-0001
計						

直 接 工 事 費 細 目 別 内 訳

建築改修（個別改善事業）						
防水						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
■外壁防水						
施工数量調査 (外壁改修)	打放し面・仕上塗材改修	1,673	m ²			
外壁クラック補修	Uカットシーラ材充填工法 可塑樹脂充填+けい砂散布	16	m			
シーリング [※]	一般部 変成シリコン系 (MS-2) 25×15 打継目地	562	m			
シーリング [※]	一般部 変成シリコン系 (MS-2) 15×10 サッシ廻り	692	m			
シーリング [※]	一般部 変成シリコン系 (MS-2) 10×10 サッシ水切下	98.4	m			
シーリング [※]	一般部 変成シリコン系 (MS-2) 25×15 タイル取合・換気口廻り	74.3	m			
シーリング [※] 撤去	集積共	1,427	m			
シーリング [※] 処分	運搬共	1,427	m			
小 計						
■屋上シート防水	TVアンテナ架台・設備架台含む					
水洗い	高圧ホース [※] 10～15 MPa	416	m ²			
シート防水 (平 部)	断熱絶縁工法 ウレタン断熱25mm 塩化ビニル樹脂 シート厚2.0mm ビニールテープ VIT-U820V同等品	353	m ²			
シート防水 (立上部)	S-F2 接着工法 立上り部分 塩化ビニル樹脂 t=2.0mm 表面塗装なし シーラ材共	63.1	m ²			
防水押え金物	アルミ製 シート防水用	172	m			
シート防水端末 シーリング [※]	変成シリコン系 10*10	172	m			
改修用ドレン	塩ビ製 縦型 ※既存ルーフドレンΦ100	4	か所			
アルミ笠木一時撤去 復旧	アルミ W=175 L=107m コーナー加算含む	1	式			
アルミ笠木一時撤去 復旧	アルミ W=225 L=28m	1	式			
脱気装置		4	か所			

[illegible]

直 接 工 事 費 細 目 別 内 訳

建築改修（個別改善事業）		塗装				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
■水洗い	外壁・階段室・カブリ根 ※屋上架台は防水水洗いに含む ※玄関ポーチ天井除く					
水洗い	高圧ポンプ 10～15 MPa	1,837	m ²			
小計						
■防水形 複層塗材E	外壁・階段室・玄関ポーチ・屋上架台					
防水形 複層塗材 E	コンクリート面 ゆず肌状 ローター塗 シリコン系 水系 つやあり 上塗2回 下地調整費(C-1) 共	1,003	m ²			
■防水形 外装薄塗材E	バルコニー上裏・階段上裏 玄関ポーチ天井・外壁（1F） 梁打放面階段鼻先・バルコニー鼻先					
防水形 外装薄塗塗材 E	コンクリート面 ゆず肌状 ローター塗 シリコン系 水系 つやあり 上塗2回 下地調整費(C-1) 共	670	m ³			
小計						
■遮熱塗装	屋根裏共					
下地調整 改修仕様	鉄鋼面 RB種（塗替え面）	164	m ²			
錆止め塗料塗り 改修仕様	鉄鋼面（屋内外） 工程C種 塗料As種（鉛・クロムフリー種） 現場2回塗り 下地別途（塗替え面）	164	m ²			
遮熱塗装	アレスクール（関西ペイント）同等品 屋根面・上裏面 下地RB種	164	m ²			
小計						
■DP塗装	鋼製建具・屋根（上裏、幕板共） 4階踊場外灯ポール					
《鋼製建具》						
DP塗り 改修仕様	鋼製建具面 2級 シリコン系 下地調整RB種、下塗り 共	68.9	m ²			
《屋外階段屋根》						
DP塗り 改修仕様	鉄鋼面 2級 シリコン系 下地調整RB種、下塗り 共	54.7	m ²			
《堅樋》	100φ・50φ 支持金物共					

直接工事費細目別内訳

[illegible]

直接工事費別紙明細

[illegible]

共通仮設費（積上分） 明細

[illegible]

藤枝市 週休 2 日推進工事（建築工事）特記仕様書 [完全週休 2 日（土日）Ⅰ型]

1 発注方式

本工事は、受注者が対象期間開始前に発注者に対して「完全週休 2 日（土日）」に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休 2 日推進工事である。なお、「月単位の週休 2 日」及び「通期の週休 2 日」については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

2 週休 2 日の考え方

- (1) 「完全週休 2 日（土日）」とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2 日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「月単位の週休 2 日」とは、対象期間の全ての月において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「通期の週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 「対象期間」とは、工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (6) 「現場休息」とは、分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下同じ。）の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (7) 週休 2 日の達成基準は、以下のとおりとする。

ア 完全週休 2 日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、日曜日から土曜日までの 7 日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が 2 日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

イ 月単位の週休 2 日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が 28.5%（8 日 / 28 日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該

月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていは、達成しているとみなす。

ウ 通期の週休 2 日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が 28.5 %（8 日 / 28 日）以上の水準に達していることをもって判断する。

エ ア及びイにおいて、現場閉所（現場休息）日を土曜日及び日曜日としない場合においては、「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休 2 日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

オ イ及びウにおける現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

カ アからウにおいて、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

3 実施方法

(1) 対象期間開始前

受注者は、完全週休 2 日（土日）の取り組み希望の有無を監督員に文書（電磁的記録含む）で報告する。

対象期間を受発注者間協議により設定する。

受注者は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を作成し、監督員の確認を得た上で週休 2 日に取り組むものとする。

分離発注工事の場合は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように「現場閉所（現場休息）予定日」を調整した上で、実施工程表等を作成する。

(2) 対象期間中

受注者は、監督員が現場閉所（現場休息）の状況（実績）を確認するために、実施工程表等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。

工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度実施工程表等を提出する。

(3) 週休 2 日達成状況確認時

監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された実施工程表等により対象期間内の現場閉所（現場休息）率を算出し、週休 2 日推進工事達成状況確認書を作成し、受注者に交付する。

4 工事間調整

受注者は監督員、関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。

5 実施困難な場合の対応

受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

6 費用の計上

予定価格は、「完全週休２日（土日）」を前提に補正係数アにより労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費。以下同じ。）及び現場管理費を補正し作成している。

現場閉所（現場休息）の達成状況や、「完全週休２日（土日）」の取組の協議の状況に応じて、(1)により補正を変更する（補正係数に変更が生じない場合を除く）。

(1) 発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、その状況に応じた補正係数アまたはイに変更し、月単位の週休２日が未達成の場合は補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を変更する。

ア 完全週休２日（土日）適用工事	労務費	補正係数 1.02
	現場管理費	補正係数 1.01
イ 月単位の週休２日適用工事	労務費	補正係数 1.02

交通誘導警備員の配置に関する特記仕様書(標準)

(交通誘導警備員の設計計上数量)

第1条 本工事の施工に関しては、設計書に計上した交通誘導警備員の人員を配置する。なお、配置場所については、監督員と協議するものとする。

(安全対策)

第2条 受注者は工事の施工に当たって交通整理を行うときは、公共工事の円滑な執行に資することを理解し、事故のないよう適正に工事を実施しなければならない。

2 受注者は、工事の施工にあたって、交通整理等を行うときは、配置人員、配置位置及び配置期間等について、監督員と協議を行わなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。

3 受注者は、工事の施工にあたって交通整理等を行った場合、工事完了時に実施内容の判る写真、交通誘導警備員勤務実績表を併せて提出しなければならない。

(その他)

第3条 交通誘導警備員は、原則、警備業法（昭和47年法律第117号一部改正平成16年法律第50号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置するものとする。

2 現場代理人は、交通誘導警備員について、住民等から意見があった場合は、速やかに監督員へ報告し、協議を行うものとする。

3 現場代理人は、交通誘導警備員の点呼を取り、交通誘導警備員の健康状態や交通整理状況を常時把握し、以上のあるときは速やかに警備会社へ連絡し、交替を要請するとともに、交替要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する現場作業は控えるものとする。

4 現場代理人は、施工区域内において、複数の他工事が重複する場合は、事故の未然防止及び安全対策に万全を期するとともに、他工事との調整等を図るなかで、交通誘導警備員を適正に配置するものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく差別的取扱いの

禁止及び合理的配慮の提供についての留意事項に関する特記事項等

(受注者の責務)

- 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」(平成28年3月11日藤枝市長決定)第2条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第3条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。
- 2 本市作成の「視覚情報のためのカラーユニバーサルデザインガイドライン」(令和3年1月発行)を参考に、カラーユニバーサルデザインに配慮すること。

情報共有システム（ASP）の活用に関する特記仕様書

第1条（情報共有システムの活用）

本工事は、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム(ASP)の対象工事である。実施にあたっては「藤枝市における情報共有システム活用要領」及び「藤枝市における情報共有システム活用の手引き」に基づき実施する。受注者は、情報共有システムの利用の有無を発注者と協議し決定する。利用する場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第2条（システムの選定）

受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、発注者と協議し承諾を得なければならない。利用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・「土木工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 （最新版）

（国土交通省）

- ・「建築・建築設備工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編 （最新版）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課施設評価室）

第3条（利用契約）

発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数やワークフロー機能の対象者等については、「事前協議チェックシート」に基づき、担当監督員と協議するものとする。

第4条（費用負担）

情報共有システムを利用する発注者及び受注者の費用は、情報共有システムへの登録料及び使用料であり、設計図書における経費のうち、共通仮設費の率分（技術管理費）に含まれるものとし、受注者の負担とする。

工事写真の電子データに関する特記仕様書

第1条（工事写真の提出）

当該工事（以下「本工事」という。）の工事写真を電子データの対象とするか否か、受注時に発注者、受注者協議の上、選択できるものとする。対象とした場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第2条（工事写真）

工事写真は「写真管理基準」により撮影したものを指す。

第3条（電子データの作成）

電子データは、国土交通省版の「デジタル写真管理情報基準」に基づいて作成するものとする。

第4条（提出方法）

納品は要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出する。

なお、納品の際には事前にエラーチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで納品するものとする。

第5条（定めなき事項）

本仕様書および共通仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、必要に応じ監督員と協議するものとする。

遠隔臨場の実施に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）

第1条 遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

（適用）

第2条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等により映像及び音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことをいう。

（実施方法）

第3条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（1）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（2）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（1）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（2）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

（3）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、所定の日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場で確認を実施するものとする。

（4）立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

（機材等の手配・仕様）

第5条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
- (3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。